

人事行政の運営等の状況

地方公務員法第58条の2の規定に基づき、令和3年度における市の人事行政の運営等の状況を公表します。

1 職員の任免および職員数に関する状況

(1) 任命権者別一般職の職員の任免および職員数の状況

(人)

区 分	令和3年4月1日 現在職員数 (a)	採用等の状況		
		令和3年4月2日～ 令和4年3月31日 (b)	令和4年4月1日 (c)	計 (d = b + c)
市長の補助職員	598 (37)	27 (1)	52 (7)	79 (8)
市立総合病院の職員	806 (7)	10	78 (7)	88 (7)
議会の職員	11	0	3	3
教育委員会の職員	95 (17)	5	15 (4)	20 (4)
選挙管理委員会の職員	4	0	1	1
監査委員の職員	4	0	1	1
農業委員会の職員	0	0	0	0
モーターボート競走事業の職員	-	-	16	16
計	1,517 (61)	42 (1)	166 (18)	208 (19)

区 分	退職等の状況 (令和3年4月2日～令和4年4月1日)					令和4年4月1日 現在職員数 (j = a + d - i)	前年度 比較 (j - a)
	定年 退職 (e)	普通 退職 (f)	死亡 (g)	その他 (h)	計 (i = e + f + g + h)		
市長の補助職員	20	18 (1)	0	45 (13)	83 (14)	594 (31)	△4 (△6)
市立総合病院の職員	13	71	0	14 (1)	98 (1)	796 (13)	△10 (6)
議会の職員	2	0	0	1	3	11	0
教育委員会の職員	6	0	0	14 (7)	20 (7)	95 (14)	0 (△3)
選挙管理委員会の職員	1	0	0	0	1	4	0
監査委員の職員	1	0	0	0	1	4	0
農業委員会の職員	0	0	0	0	0	0	0
モーターボート競走事業の 職員	-	-	-	-	-	16	16
計	43	89 (1)	0	74 (21)	206 (22)	1,520 (58)	2 (△3)

(注) 1 ()内は、再任用短時間勤務職員で外数です。

2 職員数は上記の他に、東京都後期高齢者医療広域連合へ1人、東京都十一市競輪事業組合へ1人、東京都(島しょ)へ1人、東京市町村総合事務組合へ1人、令和4年4月1日現在の青梅市の総職員数は、1,524人となります。

(2) 役職別職員数

市役所においては、課を単位に仕事が行われており、同じ分野の課をまとめて部が置かれています。そして部に部長、課に課長、係に係長などを置いています。

令和4年4月1日現在の状況は、次のとおりです。

(人)

部長職	16	課長職	56	係長職	174	主査職	4	副主査職	19
主任職	354	主事職	178						

※ 総合病院診療部門を除く。

(3) 昇任選考の状況

昇任は、能力主義、成績主義に基づき行っています。管理職候補者等を見出す方法として、課長職、係長職、主査職、副主査職および主任職については昇任選考を課しています。

(人)

区 分	受 験 者	合 格 者
課 長 職	14	9
係 長 職	16	10
主 査 職	0	0
副 主 査 職	5	3
主 任 職	50	25

※ 総合病院診療部門を除く。

2 職員の人事評価の状況

職員の職務で発揮された能力などについて、毎年評価を行っています。

評価期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

評価対象者 全職員

評価項目 業績（目標や職務の達成度など）、態度（責任感、積極性、規律性など）および能力（理解・判断力、企画力、指導力など）

3 職員の給与の状況

(1) 部門別給与等の状況(令和2・3年度決算)

(単位：千円)

区 分	給 料			職 員 手 当		
	2年度決算額 (a)	3年度決算額 (b)	前年度比較 (c = b - a)	2年度決算額 (d)	3年度決算額 (e)	前年度比較 (f = e - d)
市 長 部 局	2,336,463	2,322,198	△14,265	2,394,458	2,541,485	147,027
市立総合病院	2,829,067	2,893,099	64,032	2,897,339	3,037,542	140,203
議 会	49,924	50,200	276	35,683	35,469	△214
教育委員会	450,113	423,080	△27,033	305,904	281,302	△24,602
選挙管理委員会	16,785	17,015	230	21,074	32,157	11,083
監査委員会	16,876	15,834	△1,042	11,926	11,545	△381
農業委員会	0	0	0	0	0	0
合 計	5,699,228	5,721,426	22,198	5,666,384	5,939,500	273,116

区 分	計			
	2年度決算額 (j)	3年度決算額 (k)	前年度比較 (l = k - j)	対前年度伸率 (%)
市 長 部 局	4,730,921	4,863,683	132,762	2.8%
市立総合病院	5,726,406	5,930,641	204,235	3.6%
議 会	85,607	85,669	62	0.1%
教育委員会	756,017	704,382	△51,635	△6.8%
選挙管理委員会	37,859	49,172	11,313	29.9%
監査委員会	28,802	27,379	△1,423	△4.9%
農業委員会	0	0	0	0
合 計	11,365,612	11,660,926	295,314	2.6%

(2) 初任給の状況（令和4年4月1日現在）

(円)

区 分		初任給
一般行政職	高校卒	145,600
	大学卒	183,700

(3) 職員の平均給料月額、平均給与月額および平均年齢の状況

区 分	令和4年4月1日現在		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
一般行政職	円 313,063	円 421,879	歳 月 42 9
一般技能職	328,571	386,552	57 9
医 療 職	308,003	411,488	43 7
企業職(市立総合病院の職員)	307,397	497,724	39 0
企業職(モーターボート競走事業の職員)	332,888	436,247	41 9

(注) 1 平均給料月額は、4月に職員に支給される基本給としての給料を職員数で除したものです。

2 平均給与月額は、4月に職員に支給される給料と職員手当(扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、管理職手当、時間外勤務手当等)の合計額を職員数で除したものです。

(4) 職員手当の状況（令和4年4月1日現在）

手当の種類	内 容				
扶養手当 (部長職を除く)	配偶者 6,000円(課長職 3,000円) 子ども 9,000円 父母等 6,000円(課長職 3,000円) 特定期間の加算 4,000円(※1)				
地域手当	給料、扶養手当、管理職手当の合計額の15%				
住居手当 (管理職を除く)	35歳未満の世帯主等(借家・借間) 15,000円				
通勤手当	交通機関 6か月定期等の最も経済的な額 自動車等 使用距離に応じて2,600円~15,000円の範囲内の額				
特殊勤務手当	著しく危険、不快、不健康その他特殊な業務について支給される手当				
期末、勤勉手当	(令和3年度支給実績) (月分)				
			6月期	12月期	合計
	部長職	期末手当	0.950	0.850	1.800
		勤勉手当	1.325	1.325	2.650
	課長職	期末手当	1.050	0.950	2.000
		勤勉手当	1.225	1.225	2.450
係長職以下	期末手当	1.250	1.150	2.400	
	勤勉手当	1.025	1.025	2.050	
退職手当 (支給率)	勤続20年 23.00月分	勤続25年 30.50月分	勤続35年 43.00月分		
管理職手当	部長 106,500円	担当部長 92,600円	課長 80,000円		
その他の手当	上記の他に単身赴任手当、管理職員特別勤務手当、労働基準法の規定に基づいて支給している時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当などがあります。				

(※1) 特定期間の加算とは、扶養親族の子のうち16歳から22歳にある子がいる場合に子の金額に加算する額です。

(5) 特別職等の報酬等の状況

(円)

区分		給料月額等
給料	市長	1,010,000
	副市長	880,000
	教育長	805,000
	病院事業管理者	1,520,000
報酬	議長	625,000
	副議長	560,000
	議員	530,000

(月分)

期末手当	市長	議長	6月期	2.275
	副市長		副議長	12月期
	教育長	議員	合計	4.450
	病院事業管理者			

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間

職員の勤務時間は、午前8時30分から午後5時15分までの1日7時間45分、週38時間45分です。夜間窓口や総合病院の看護師などで、交代勤務により職務に従事する職員もいますが、勤務時間は週38時間45分を原則として、勤務の割り振りをしています。

(2) 休暇等の概要

休暇等の種類は、年次休暇、病気休暇、公民権の行使、生理休暇、結婚休暇、産前産後の休養、母子保健健診休暇、出産介護休暇、育児時間、子どもの看護休暇、忌引、父母の祭日休暇、ドナー休暇、夏季休暇、長期勤続休暇、ボランティア休暇、介護休暇、短期の介護休暇、介護時間、災害事故休暇、育児休業、部分休業です。なお、年次休暇の昨年の平均取得日数は、14.2日です。

5 職員の休業に関する状況

育児休業および部分休業の取得状況

(人)

区 分	育 児 休 業	部 分 休 業
男 性 職 員	11	1
女 性 職 員	11	7

※ 総合病院診療部門を除く。

6 職員の分限および懲戒処分等の状況

分限処分は、公務能率の維持を目的として、本人の意に反してその身分に不利益な変動をもたらす処分です。分限処分には、免職、休職、降任、降給の4種類があります。

懲戒処分は、公務員としてふさわしくない非行があった場合に公務員関係の秩序を維持するために、職員の道義的責任を追及して行う処分です。懲戒処分には、免職、停職、減給、戒告の4種類があります。

(人)

区 分	分限処分				懲戒処分			
	免職	休職	降任	降給	免職	停職	減給	戒告
処分者数	0	18	0	0	0	2	3	1

7 職員のサービスの状況

職員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、全力で職務遂行しなければいけません。職務の遂行にあたって職員が守るべき義務は、次のとおりです。(人)

区 分	内 容	違反者
職務命令等に従う義務	職員は法令等の定める規程に従い、かつ上司の職務上の命令に忠実に従わなければなりません。	0
信用失墜行為の禁止	職員は職の信用を傷つけたり、職の全体の不名誉となる行為をしてはいけません。	2
守秘義務	職員は職務上知り得た秘密を漏らしてはいけません。	0
職務専念義務	職員は勤務時間中全力で職務遂行しなければいけません。ただし、研修を受ける場合、厚生に関する計画の実施に参加する場合などに限り、職務専念義務が免除されます。	0
政治的行為の制限	職員は政党その他の政治的団体の結成に関与する等の政治的行為が禁止されるなどの制限があります。	0
争議行為等の禁止	職員は争議行為等が禁止されています。	0
営利企業等の従事制限	職員は営利企業等に従事することは制限されており、従事する場合には許可を受けなければなりません。なお、公務の遂行に悪影響を及ぼさないと判断できるものについては、任命権者の許可を得ることによって営利企業等に従事することができます。	0

8 職員の退職管理の状況

地方公務員法において退職職員による現職職員への働きかけが規制されており、青梅市職員の退職管理に関する条例にもとづき、職員の退職管理の適正化を図っています。

令和3年度末における退職者（課長職以上）の再就職等の状況 (人)

区 分	再 就 職 者 数
本 市 外 郭 団 体	1
民 間 企 業 等	2

※ 総合病院診療部門を除く。

9 職員の研修の状況

区 分	受 講 者 数 (人)	備 考
東京都市町村 職員研修所	一般研修	216 新任職員、課長職員等の階層別研修
	実務研修等	158 行政法、地方自治法、地方公務員法、政策法務、人事科、会計科、広報科、個人住民税科、徴収科、廃棄物対策科、人権啓発研修等の実務研修
その他派遣研修	4	総務省自治大学校、市町村職員中央研修所、東京都特別区職員研修所への派遣
独自研修	1,849	新任職員研修、接遇研修、交通安全講習会、情報セキュリティ研修等

※ 総合病院診療部門を除く。

10 職員の福祉および利益の保護の状況

(1) 厚生福利制度

職員の厚生制度として、地方公務員法第42条の規定にもとづき、青梅市職員互助会を設置し、職員の元気回復その他厚生に関する事業を行っています。この互助会は、職員の会費および市の交付金などで運営されています。なお、令和3年度の会費および交付金は、毎月、給料月額に1000分の2.1を乗じた金額です。

また、職員の共済制度は、地方公務員等共済組合法にもとづき、職員と市において分担拠出する財源により、短期給付事業（医療関係等）、長期給付事業（年金関係）、福祉事業（人間ドック事業等）を行っており、社会保険制度の一環とされています。

(2) 公務災害補償の概要

公務上、通勤途上の災害により、負傷等または死亡した場合には、地方公務員災害補償基金から一定の補償が行われます。

補償件数 (件)		
区 分	傷 病	死 亡
公務災害	3	0
通勤災害	2	0

※ 総合病院を除く。

1 1 公平委員会の業務の状況

(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況

職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、公平委員会に対して、市の当局により適当な措置がとられるべきことを要求することができます。

(2) 不利益処分に関する不服申立ての状況

職員は、懲戒その他意に反する不利益な処分に関して、公平委員会に不服の申し立てをすることができます。

(3) 人事管理に関する苦情処理の状況

職員は、勤務条件その他の人事管理に関して、公平委員会に苦情の申出および相談をすることができます。

(件)

区分	年度当初係属件数	年度中申出・相談件数	年度中処理件数	年度末係属件数
措置の要求	0	0	0	0
不服申立て	0	0	0	0
苦情処理	0	0	0	0

※ この公表は、地方公務員法第58条の2の規定にもとづき公表するものです。